重 点 地 域

庫

駐車監視員活動ガイドライン

駐車監視員とは、警察署長の委託を受けた法人の下で、地域を巡回し、放置車両の確認や確認標章の取付けなどの業務を 行う者のことであり、法律上の資格が必要とされています。(反則告知をしたり、金銭を徴収したりすることはありません。) 本ガイドラインは、このような駐車監視員の活動方針を定めるものです。

活動方針

留意事項

駐車監視員は、下記の路線、地域、時間帯を重点に巡回し、自動二輪車等を含む放置車両の確認等を実施します。

駐車監視員が行う放置車両確認事務は、本ガイドラインの範囲内となりますが、本ガイドラインの範囲外であっても、 次の事項に該当する場合は、警察署長の指示に従い確認事務を行うことが出来ます

- (1) 活動場所に赴く途中等において、悪質・危険性、迷惑性が極めて高い放置車両を発見した場合 (2) 110番等による突発的な駐車苦情に対する措置依頼を受けた場合
- (3) 臨時的な祭礼・催事等により駐車実態の悪化が予想される場合
- (4) その他、特に警察署長が指示する場合

参考事項

警察官は、「駐車監視員活動ガイドライン」の重点路線、地域及び時間帯以外においても、必要に応じた取締り活動を 行います。

◎ 最重点路線

路線(区間)	重点時間帯
市道湊町線(新開地交差点~夢野町2丁目交差点)	7時~22時

◎ 重点路線

路線(区間)	重点時間帯
国道28号(中央幹線)(有馬道交差点~水木通10丁目交差点)	7時~22時
市道長田楠日尾線(山手幹線)(楠町6丁目交差点~上沢通8丁目交差点)	7時~22時
国道428号(有馬道交差点~平野交差点)	7時~22時
国道2号(管内全線)	7時~22時
市道永沢線(新開地交差点~駅前通5丁目3番先交差点)	7時~22時
市道兵庫駅鷹取線(JR兵庫駅北ロータリー~駅前通4丁目2番先交差点)	7時~22時
市道松本せせらぎ通(松本通3丁目1番~長田区境界)	7時~22時
市道山麓線(夢野2丁目交差点~長田区境界)	7時~22時
県道兵庫埠頭線(中の島交差点~松原交差点)	7時~22時
市道会下山線(築島交差点~入江通2丁目交差点)	7時~22時
市道高松線(七宮交差点~長田区境界)	7時~22時
市道御崎本町線(浜崎通交差点~小松通3丁目交差点)	7時~22時

最重点地域

地 域	重点時間帯
福原周辺	7時~22時

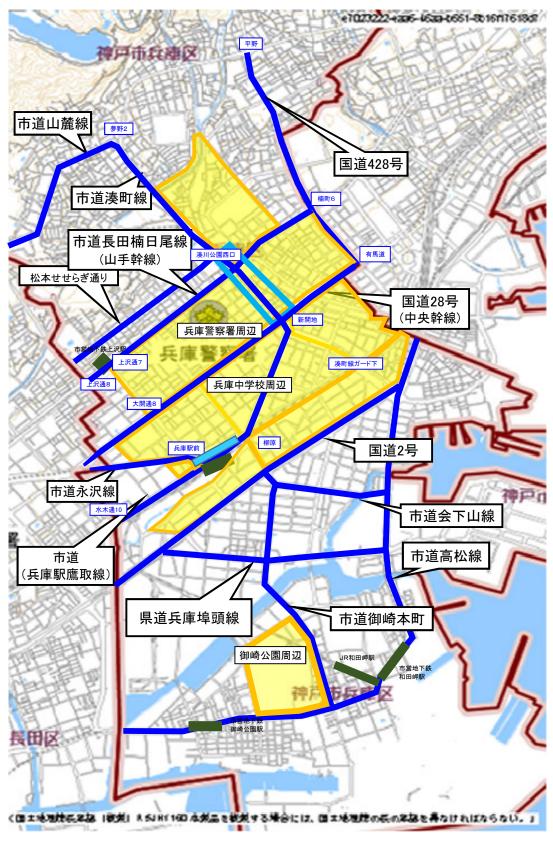
◎ 重点地域

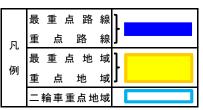
地 域	重点時間帯
JR兵庫駅北周辺	7時~22時
東山市場周辺	7時~22時
新開地周辺	7時~22時
兵庫警察署周辺	7時~22時
JR兵庫駅南(キャナルタウン)周辺	7時~22時
御崎公園周辺	7時~22時
柳原蛭子神社周辺	7時~22時
兵庫中学校周辺	7時~22時

自動二輪 · 原付重点地域

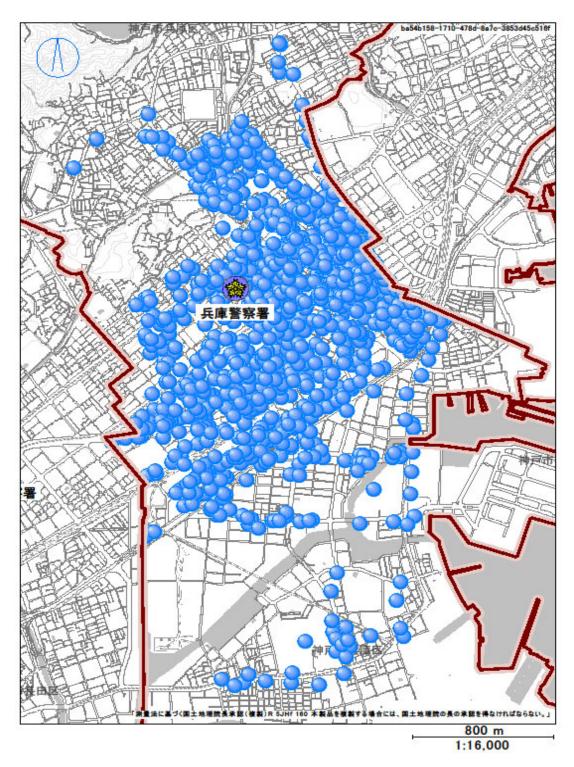
地域	重点時間帯
湊川駅·新開地駅周辺	7時~22時
JR兵庫駅北側周辺	7時~22時

兵 庫 県 兵 庫 警 察 署 駐車監視員活動ガイドライン





兵 庫 県 兵 庫 警 察 署 確 認 標 章 取 付 け 状 況



I	期間	令和6年中
I	場所	駐車監視員活動ガイドライン内
	取付者	警察官及び駐車監視員